

留萌市立港北小学校いじめ防止基本方針及び具体的取組

I いじめ防止のための基本認識・姿勢

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

- ①学校全体でいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動の場を設定する。
- ③いじめ早期発見のために、様々な方策を講じる。
- ④いじめ早期対応のために、『いじめ問題対策委員会』が中心となり、速やかに対応する。
- ⑤いじめ早期対応のために、当該児童の安全を保証するとともに、家庭や学校外の関係機関と連携しながら解決にあたる。

II いじめ未然防止のための基本的な取組

～参照:「いじめ未然防止プログラム(活動のマトリクス)」…「居場所・絆・環境づくり」の視点から

- ①学校全体でいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
 - 教職員の基本的な認識や態度
 - 道徳教育の充実
 - 子ども自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組 など
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動の場を設定する。
 - 日常の指導（授業、休み時間・給食・清掃、集会活動、委員会活動、朝の会・帰りの会等）の充実
 - 人との関わりの中で喜びを感じる体験活動（総合的な学習の時間、道徳、学校行事等）の充実

III いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

- ①いじめ早期発見のために、様々な方策を講じる。
 - 全校の子ども対象のいじめアンケート調査 年2回（5月・10月）
 - 日常的な児童の観察（子どもの活動や友人関係の重視）と教職員間の交流
 - 教育相談 年2回（6月・11月）
 - 生徒指導交流会 年2回（8月・1月）
- ②いじめ早期解決のために、『いじめ問題対策委員会』が中心となり全教職員で問題の解決にあたる。
 - いじめの発見や通報を受けた場合、『いじめ問題対策委員会』を開催し、直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに対応する。
 - いじめられた子どもや保護者への支援を行う。
 - いじめた子どもへの指導、その保護者への助言を行う。

IV 地域や保護者との連携

- 学校運営協議会における情報提供（5月・10月・1月・3月）
- PTAあいさつ運動
- PTA活動を通した親・子・教職員の触れ合いの場の設定（花壇整備・ガラス拭き作業・スポフェス）
- 北部地区青少年育成連絡協議会や北部地区民生委員との連携

V 年間計画の策定と計画的に実施する取組

時期	取 組 内 容	備 考	学校行事等
3 月	方針及び具体的取組の見直し 年間計画の策定	対策委員会 職員会議	
4 月	基本方針・年間計画の提示	*職員会議での児童交流 参観日・学校だより	1年生を迎える会
5 月	児童アンケート		花壇整備・ガラス拭き作業
6 月	教育相談の実施	いじめ防止標語・作文 社会を明るくする運動標語・作文	運動会
7 月		学校アンケート	港北コミセンまつり
8 月	生徒指導交流会，取組評価	職員会議	*児童会あいさつ運動 (5月～2月)
9 月	「ほっと」の取組		
10 月	児童アンケート		学芸会
11 月	教育相談の実施		港北まつり
12 月		学校アンケート	
1 月	生徒指導交流会，取組評価	職員会議	
2 月			次年度前期児童会役員選挙
3 月			6年生を送る会

VI いじめ防止対策委員会の組織について

○いじめ防止対策委員会の役割

- 学校いじめ防止基本方針及び具体的取組の策定や見直し
- 学校いじめ防止基本方針及び具体的取組の点検と検証，計画の見直し
- いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録
- いじめの疑いに係る情報があつた時の会議の開催

○いじめ防止対策委員会のメンバー

- ・校長・教頭・生徒指導係・養護教諭・(当該担任)

【いじめに関する予知・防止の基本】

学校体制	◎教職員の基本的な認識や態度 ・「いじめを絶対に許さない」毅然とした態度・認識 ・自他の生命を尊重する心の育成と「どんなことがあっても自分の命を断たない子ども」の強調 ・いじめられている子どもを徹底して「守る」姿勢 ◎日常の指導体制（教師の指導力） ・日常から子どもの活動や友人関係観察の重視（危険信号の把握） ・親身な相談と信頼関係の醸成 ・個に応じた指導の重視（分かりやすい授業） ・ふれあいの時間を大切にする（登下校・昼休み・給食・清掃・クラブ） ◎道徳教育の充実 ・道徳の時間を活用し、内容項目の「生命の尊さ、友情・信頼、希望と勇気、公正・公平・社会正義、感謝、礼儀」等を中心に、いじめは絶対に許されない学級風土を醸成させる。 ◎子どもが自らいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組 ・児童会あいさつ運動（月末） ・学校花壇の整備と世話 ・いじめ・ネットトラブル防止標語・作文 ・社会を明るくする運動標語・作文		
	◎生徒指導体制	◎計画的な研修	◎家庭の地域と十分な連携
	・地域における「いじめ防止」事業の推進 ・校内外の相談窓口の効果的活用 ・情報交換の場・協力体制・事例研究	・児童理解 ・教育相談 ・事例研究	・教育機能の相互理解 ・教育の目的教育理解
問題性・背景・要因	◎子ども自身の問題 ●人格的発達の遅れ（自己中心的な傾向） ●思いやりの心の不足 ●対人関係の未熟さ ●異質を排除する心 ●ストレスの未解消 ◎学校の問題 ・弱い者を集団の中で排除しようとする傾向 ・知能偏差値に依存した（進路）指導 ◎家庭の問題 ・躰など日常的な教育機能の低下 ・核家族化・少子化・過保護・放任などの養育態度、過度の期待 ・生活経験の不足や対人関係の未熟さ		◎社会的な要因 ・物質中心のものの考え方 ・連帯感や責任感の低下 ・間接体験の増加と直接体験の低下 ・情報の氾濫 ・受験意識の低下 ◎内容・潜在化 ・表面に表れにくい…ひやかし・からかい・仲間はずれ・言葉でのおどかし・たかり・持ち物隠し ・犯罪性…暴力・障害・恐喝 ・「遊び」として偽装 ◎問題性 ・解決をみないことが多い ・人格形成に歪み ・訴えられずに長期化し、二次的な問題行為として発展する可能性
早期発見のポイント	◎学校での子どもの様子から ・腹痛・頭痛を訴えたり、職員室や保健室に頻繁に行ったりする ・下を向いたり、おどおどしたりしている、元気がない ・笑わない ・一人でぼつんとしている ・沈んだ表情や態度が目立つ ・遅刻、早退、欠席が増える ◎学級経営の雰囲気から ・学級のモラルが混乱、低下している ・グループ所属の変化 ・野次や冷やかしの声が目立つ ・席替えで、その子の席を嫌がる（隣に来るのを嫌がる） ◎家庭での様子から ・体調の不調を訴える（腹痛・頭痛・下痢） ・話さなくなる、外出をしたがらない ・持ち物が汚れたり、無くなったりする、隠されたりした事実がある ◎地域社会 ・ささいな話でも大切にする		

【いじめ発生時の対応の基本】～組織的な対応

◎迅速かつ慎重な対応

- ・ 正確な事実関係の把握（何時頃から、どんなことを、動機や理由、他の子は）
- ・ 個別指導＝ いじめられた子ども：安全の確保を最優先に、安心感を与える
いじめた子：いじめは非人道的、許されない行為
- ・ 学校全体での対応＝管理職や学年・学級担任の役割分担、学級担任への支援
- ・ 保護者への対応＝家庭訪問等誠意をもって対応
- ※報告・連絡・相談体制の確認と徹底、緊急避難的な対応の検討

◎中長期的な対応

- ・ 原因分析（事実の整理、経営指針・方針等の再確認）
- ・ 児童生徒への直接的な指導・支援 ・ 生徒指導体制及び学級経営の見直し ・ 相談機能の強化

<子どもや保護者への対応>

◎いじめられた子ども	・ つらい気持ちを共感的に理解する配慮（絶対に死なない） ・ 新しい目標や友達関係の再構築を図る ・ 自己主張できる練習、いじめに対する対処法を身につけさせる
◎いじめた子ども	・ いじめの事実を確認する ・ いじめられている子どもの心の痛みや苦しみを心情的に理解させる ・ 子どもの感じている（不安など）ことを理解し、ストレス解消など根気強く指導 ・ 自己弁護に注意を傾ける（理由や動機を聴く）、対人関係の改善を図る ・ 出席停止などの措置
※いじめられた子どもの保護者への対応 ・ 心を理解する ・ 事実を告げる ・ 落ち度があれば謝罪する ・ 対応の方向性を示す ＊十分な説明と理解、協力の体制	
○他の子ども (学級全体への指導)	・ 傍観していても、いじめと同様に許されないという認識を持たせる

▼いじめを認知・発生した場合の教職員の基本的小さえ

いじめの背景や要因については様々考えられ、個々の事例によって異なる。その解決には、学校・家庭・地域が一体となった取り組みが大切である。いじめが学校生活の中で多く発生しているという事実を謙虚に受け止め、まず学校がいじめ問題に対して真剣に取り組まなければならない。

<配慮すべき視点とその具体>

▽いじめられている子ども

■いじめている子どもの多くは、登校するときに「学校でまたいじめられるのではないかな」と、神経質なほどに友達の様子をうかがい、ビクビクしている。いじめられている子どもを救えるのは、いじめられている子どものこのような心の痛みや不安な感情を受け入れようとする教師の共感的な態度である。教師がいじめられている子どものつらさにどれだけ寄り添えるかがいじめの克服の第一歩である。

- ① いじめを受けた悔しさ、つらさにじっくりと耳を傾ける。（できるだけ担任が行う。）
- ② いじめが許されるものではないという信念を教師自身がはっきり示す。
- ③ 「いじめは絶対に許されない。君を必ず守る」という態度を示し、不安感を和らげる。
- ④ 「おまえも悪い」という言葉を本人や他の子どもの前で決して言うてはならない。
- ⑤ これは決して「告げ口（チクリ）」ではなく当然の行為であること、他の子どもが同じようないじめにあわないためにも勇気をもってありのまま話すよう導く。
- ⑥ いじめられている子どものもつ優れた面を見だし、認める。

▽いじめている子ども

■いじめている子どもへの基本的な考え方として、取り調べや叱責の態度ではなく、いじめられている子どものつらさがわかる「気づき」を得られるような対応をいていくことが大切である。

- ① うそやごまかしは、いじめの事実との照合を通して明らかにする。
- ② 「なぜいじめたのか」というストレートな質問ではなく、話しやすい内容から徐々に本題に入るようにする。
- ③ 不平不満の感情が出てきたら、子どもの気持ちをじっくりと聴く。
- ④ 責任の転嫁・分散・反発・開き直りに対しては、いじめられている子どものつらさに気づかせ、自分もそのいじめを行っている一人であることへの自覚をもたせる。
- ⑤ どんな言い訳をしても、いじめている行為は決して許されるものではないことをわからせる。

▽周りの子ども

■周りの子どもへの対応は、いじめている子どもへの対応と同様、どうしていじめに加わったのか、じっくり本人の話を聴くことから始める。もちろん取り調べや叱責ではなく、共感的な態度で聴いていく。また、当事者でないという考え方を持っているならば、それは結果的にいじめているのと同じなのだという事に気付かせる必要がある。その場合、いじめられている子どもに苦痛を与えているという事実に気付くように、「みんなからいやなことを言われたり、されたりして、いじめられている子はどんな気持ちになっているだろうか」などと考えさせる必要がある。」

- ① いじめは決して他人事ではないこと、自分がいじめられっ子ならばどんな気持ちになるか、どうしてほしいかなどを考えさせる。
- ② 子どもは「告げ口（チクリ）」は卑怯なことだと思っているが、このことが苦しめている人を救う、人としてなすべき行為であることを教える。
- ③ いじめを傍観することは、いじめを行っているのと同じことであることに気付かせる。
- ④ 話し合いの場を持ち、人間としての生き方に関する指導を充実する。

▼保護者への対応の在り方

学校でいじめが発生すると、場合によっては保護者の間でも噂になり、それが子ども達や保護者に不安を広げ、動揺を起こすことがある。また、学校がどのように指導し対応したかを保護者に理解されないまま時間が経過すると、学校不信、教師不信という事態も招きかねない。いじめの解決には、学校が指導した内容について、保護者の理解を得ながら連携を図り、協力を求めていくことが大切である。また、いじめ問題においては、それをとりまく人間関係が複雑であり、本当の解決には、いじめられた子どもといじめた子どもの側、双方の家庭の協力が不可欠である。

<保護者への対応と指導のポイント>

▽いじめられている子どもの保護者

■いじめている子どもの保護者には、学校がいじめについて全校で対応することを伝えることが何よりも大切である。その際、保護者の不安や怒り、願いうい十分に受け入れ、受け止めると共に問題の所在を明らかにするために協力してほしいことを伝えることが大切である。特に、相手のこどもや保護者を一方的に避難する保護者に対しては、言い分を十分に、相手が納得するまで聴いた上で、「いじめている子どもの保護者も、好んでいじめる子どもを育てたはずはない」などと冷静に判断するように促していくことが必要である。

- ① 面談を通して話を聞き、具体的な事実や心情を聴き取る。
- ② 学校の方針に対する理解を得る（「仕返し」の防止、いじめをなくす努力をすることなどを具体的に説明）
- ③ いじめの事実がはっきりするまでは保護者同士の連絡は避けてもらい、要望事項があれば学校を通して行うよう働きかけてもらう。
- ④ 我が子を守り抜くという姿勢を子どもに伝えること。
- ⑤ ひたすら子どもの話に耳を傾けることに努める。

▽いじめている子どもの保護者

■いじめている子どもの保護者には、いじめられている子どもの苦しみを伝え、いじめの非人間性について保護者から本人によく話してもらうなど、この後の対応について共に考えてもらう姿勢で臨むことが大切である。ただし、学校としては、いじめているという事実をもって本人を白眼視するということは決してないということ、この問題の解決を通してよりよい成長を促したいという指導感を教師が持っていることを伝えることも大切である。

- ① いじめの事実を正確に判断し、組織的に協議し、対応する。
- ② いじめの事実が明らかになったら、速やかに家庭訪問する。
- ③ 保護者に具体的ないじめの内容・経緯について説明し、本人にも間違いはないかどうか、その場で確認する。
- ④ いじめられている子どもがどのような苦しい状況に追い込まれているか認識してもらい、協力を得る。
- ⑤ なぜいじめをするようになったのか、家庭で改善するところはないかなどについて、子どもと保護者が一緒になって考えることができるように具体的に話し合ってもらう。
- ⑥ 子どもの立ち直りを目指す。
- ⑦ いじめている子ども、その保護者への対応など、今後の学校側の指導の道筋を示し、理解と協力を得るよう努める。
- ⑧ 事実を冷静に確認し、子どもの言い分を十分に聴け、いじめられた子どもの気持ちを共に考える。

【いじめ発生時の具体的対応マニュアル】

①状況の把握

- ・管理職と児童指導部、担任などで、いじめや問題行動の事実を正確に把握し、その事実に基づく学校の考えや指導方針等を確認するとともに全教職員で共通理解を図る。

②いじめや問題行動で被害を受けた児童・保護者への対応

- ・速やかに家庭訪問をして、事実や学校の考えや指導方針などを伝え、謝罪と今後の対応について理解と協力を得る。・心のケアのため、スクールカウンセラーによる面談を行う。

③いじめや問題行動を起こした児童・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、事実やそれに基づく学校の考えや指導方針などを直接説明する。その際、担任だけでなく管理職を含めた複数の教職員で対応する。
- ・被害を受けた児童の立場に立ち、行為の重大性に気付かせ、反省をうながす。
- ・解決に向けた取組について保護者の協力を求める。

※児童及び保護者が問題行動を認めないケースもあることから、事実確認を十分行ってから対応する必要がある。

④学級・学年全体への対応

- ・被害を受けた児童のつらさを理解し、傍観していた行為が問題行動を許していたことに気付かせる。
- ・関係児童や保護者からの承諾を得て、児童のプライバシーに配慮しながら事実を学級・学年の児童や保護者に伝えて協力を得る。

⑤関係機関との連携

- ・専門的なカウンセリングが必要な場合は、教育センター、児童相談所などの関係機関との連携を図る。・暴力や恐喝などを伴ういじめの場合は、警察、少年サポートセンターとの連携を図る。

⑥教育委員会（教育局）への報告

- ・問題行動の概要について、速やかに市町村教育委員会（教育局）へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。※スクールカウンセラーが派遣されていない学校は、教育委員会（教育局）に派遣を依頼する。

⑦報道等への対応

- ・混乱を避けるため、報道機関や関係機関等との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。
- ・インターネット上の電子掲示板に書かれた場合、内容の確認と保存、掲示板管理者への連絡、連絡が付かない場合はプロバイダ・サービス提供会社へ削除依頼を出す。

【今後の対応策について】

①原因の究明・再発防止策の検討

- ・対策チーム等を設置し、教職員の問題行動に対する認識を高め、緊密な情報交換により、未然防止、早期発見に向けた取組を推進する。
- ・加害児童への継続的な指導とともに、被害児童のきめ細かな観察を継続的に行う。

②他の児童等への対応

- ・児童会活動や学級活動等を通じ、いじめや問題行動を許さない決意を表明し、児童自らが自主的に注意し合い、問題行動を見逃さない学校・学級づくりに努める。

③教育相談の充実

- ・定期的・組織的な教育相談や、個別や集団によるチャンス相談を積極的に行い、教職員との対話の機会を多くする。

④保護者の協力

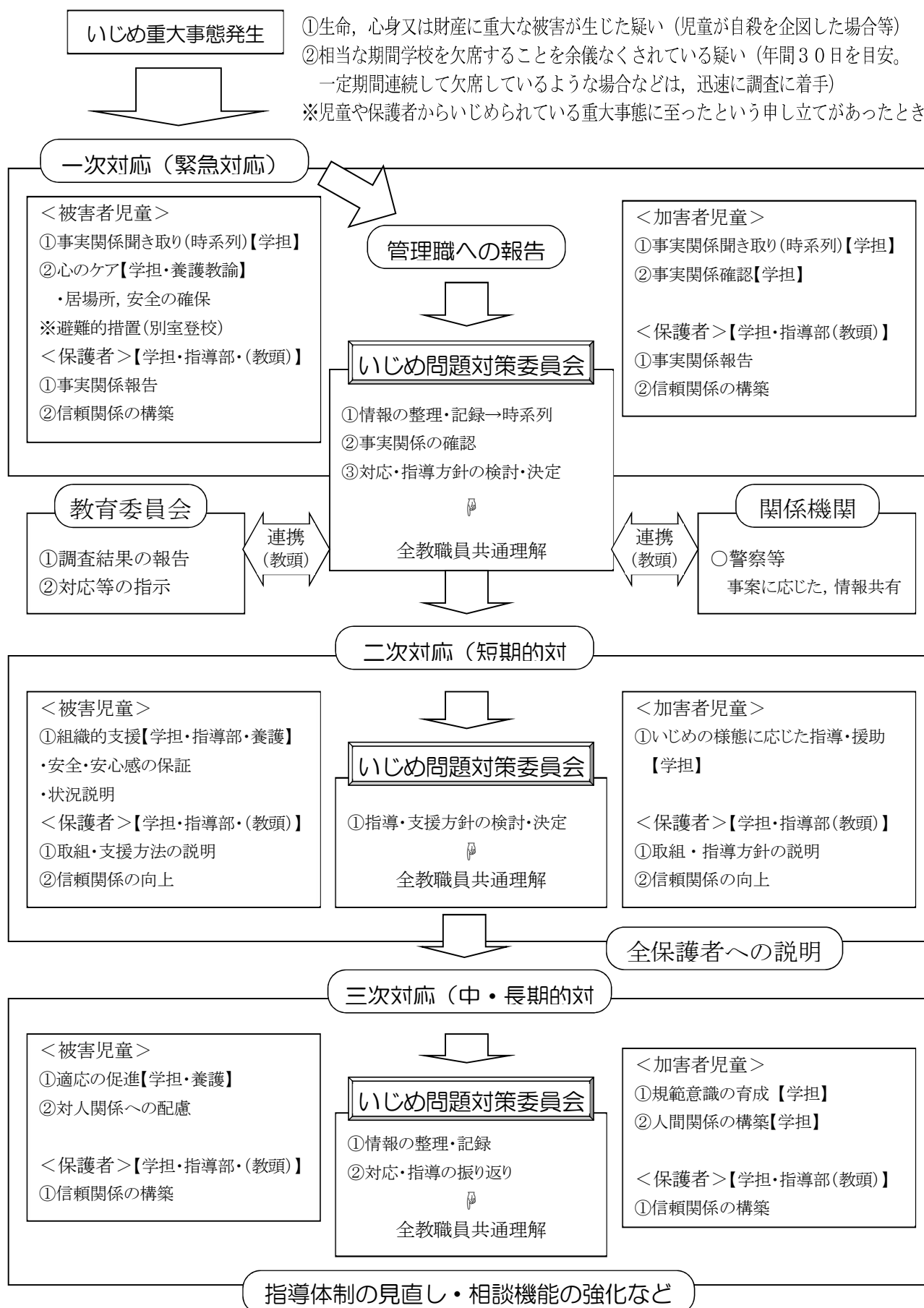
- ・保護者が見付けた小さなサインを学校と共有し、学校との協力体制を構築する。

【再発防止の取組～総合的な分析】

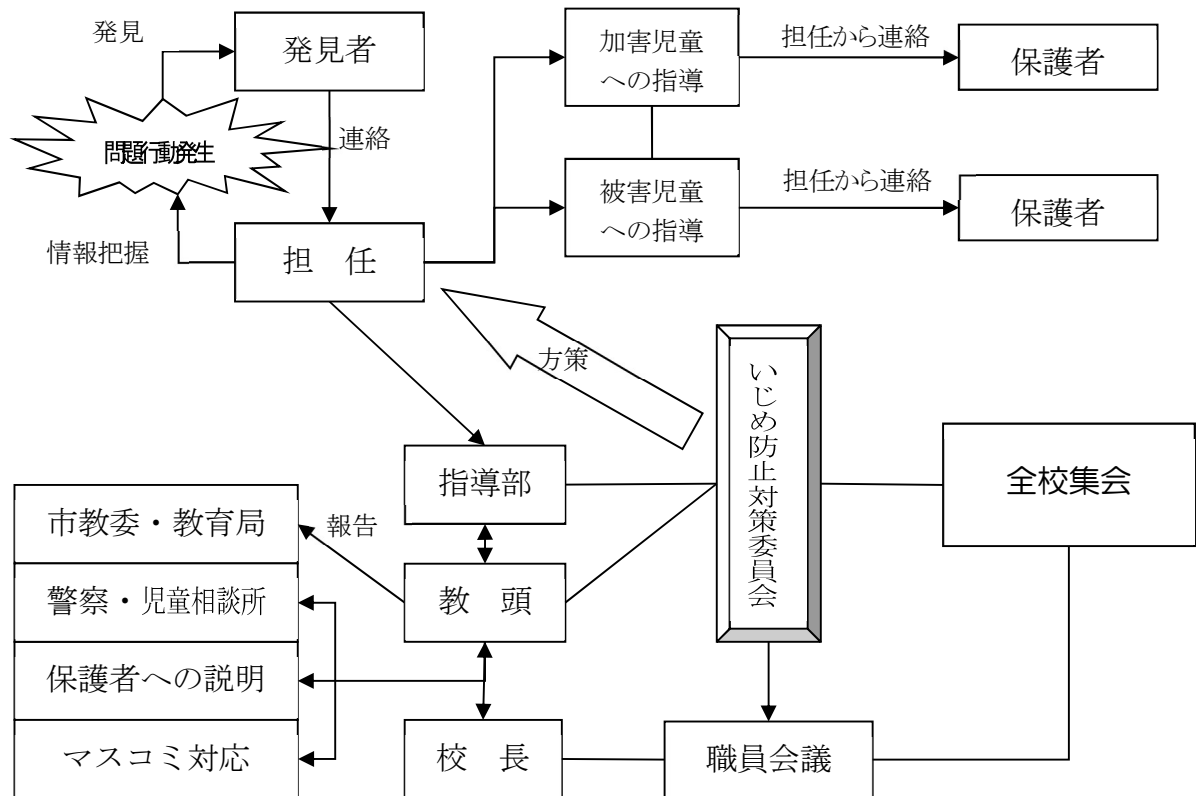
学校体制 く充実・体制	◎生徒指導体制の見直し ・「いじめ」に対する教職員の認識・態度・指導姿勢，事前防止体制，危機管理体制の再確認 ・情報伝達ルート，保護者への報告等の点検・見直し ・チェックリスト，対応マニュアルの作成・点検 ・「いじめ」防止のための理解啓発活動の推進 ※転校・学級編成替え ◎教育相談体制の強化，研修体制・内容の充実 ・教育相談室の設置 ・スクールカウンセラーの活用 ・カウンセリングマインドの育成 ・事例研究，研修の実施～児童生徒の理解の方法に関する研修（心理検査等）等		
指導内容・方法	◎学級経営の見直し ●日常観察の強化（一人ひとりの正確や素行，集団の状況等），ふれあいの重視（話しかけ，遊ぶ） ◎学習指導の充実（指導力の向上・研修） ●魅力ある学習内容，分かりやすい授業の展開，一人一人が達成感や成就感を味わえる学習内容 ●ほめ，励まし，自信と意欲を引き出す指導法 ●子ども理解のための感性や予見性の重視 ◎道徳教育や特別活動の工夫 ●生命を尊重する指導 ●集団活動や体験学習の推進（実技，実験・観察の重視） ●交流教育の推進（障害のある子どもや高齢者等とのふれあいの機会） ◎児童との信頼関係の構築 ●児童の訴えやサインに気付く教師の感性を磨く ●個性を尊重し，共感的に理解する教師の姿勢		
学校・家庭・地域の連携	◎学校の取組 ・学校の教育方針や学級経営についての理解と周知 ・教育活動の公開及び学校施設の開放 ・保護者に対する子育て相談等の教育相談の実施 ・PTA活動の活性化：親・子・教師のふれあいの機会の設定（スポーツ・創作活動・奉仕活動等）	◎家庭の取組 ・「いじめ」についての意識や対応などの共通理解と情報交換 ・心の居場所としての「家庭」づくり（親子の触れあいの場） ・基本的生活習慣を育む家庭での「躾」の強化 ・PTA活動への積極的な参加（特に父親の参加の奨励）	◎地域での取組 ・児童生徒の健全育成に向けた具体的な取り組み（子供会，連絡会議等のネットワーク組織化，民生委員会） ・社会体験・生活体験，自然体験等の提供

Ⅶ いじめの重大事態対応フロー図及び連絡図

【フロー図】



【連絡図】



令和3年度

いじめ未然防止プログラム（活動のマトリクス）

留萌市立港北小学校

